

## 根拠法令条項一覧

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令根拠法令条項

法令名	条項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)	第4条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条第2項、第11条、第12条第1項、第12条の2第1項、第13条第1項から第3項まで、第14条第2項及び第4項、第16条第3項並びに第19条
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)	第13条第1項、第18条第1項及び第2項、第19条第2項、第20条、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項から第3項まで、第24条第3項、第28条第1項、第30条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条、第33条第1項、第34条第1項、第35条、第37条第1項、第39条第1項及び第2項、第40条第2項、第41条並びに第43条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)	第29条第1項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第13条第2項、第26条第2項、第28条第2項及び第37条第2項を適用)
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 (平成12年政令第41号)	第11条第2項及び第14条第2項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成26年政令第155号)	第33条第2項